

第四十号

徳島県個人情報保護条例の一部改正について

徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例

徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

「第三章 事業者が取り扱う個人情報の保護

目次中 第一節 事業者に対する指導（第四十五条・第四十六条）を「第三章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第四十五条―第四十九条）」
 第二節 不適正な取扱いに対する措置（第四十七条・第四十八条）
 第三節 国又は他の地方公共団体との協力（第四十九条）」
 に改める。

第四十四条の二第二項中「及び第三項」の下に「（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）」を加え、同項の表中「同法第二十八条」を「同法第二十九条」に改める。

第四十四条の三第二項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第三章第一節の節名を削り、第四十五条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第四十六条の見出し中「助言等」を「助言」に改め、同条第二項を削る。

第三章第二節の節名を削り、第四十七条を次のように改める。

第四十七条 削除

第三章第三節の節名を削り、第四十九条に見出しとして「(国又は他の地方公共団体との協力)」を付する。

第五十三条中「及び第四十七条第二項又は第三項の規定により意見を述べるために審査会が行う調査審議」を削る。

附 則

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、個人情報取扱事業者の範囲が拡大されたこと等に鑑み、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定について所要の改正を行うとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。